（ 別紙３）

# 個人情報取扱業務委託契約特記事項

（個人情報の取扱い）

第１　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第２　乙は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

２　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなげればならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し又は解除された後においても、また同様とする。

（目的外収集・利用の禁止）

第３　乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供制限）

第４　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複製、複写の禁止）

第５　乙は、いかなる理由があっても、この契約による業務を処理するために甲から取り扱いの委託を受けた個人情報が記録された資料等をこの契約による業務を処理する目的以外の目的で複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の適正管理）

第６　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等（第５において複写又は複製された資料等を含む。第７において同じ。）を毀損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

（提供資料等の返還等）

第７　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（事故報告義務）

第８　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏洩、毀損及び滅失した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第９　甲は、乙が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。